

答 申 第 3 5 号

平成27年 7 月 2 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成26年12月19日付け青人第515号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

退職手当計算書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成26年10月14日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「平成25年度に退職した青森県職員の職名とそれにかかる退職金の額」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「退職手当計算書」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が条例第7条第3号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年10月27日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年10月31日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分により、開示請求に係る開示しない部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書の異議申立ての理由

ア 通知書では、開示請求した行政文書の名称は「平成25年度に退職した青森県職員の職名とそれにかかる退職金の額」となっており、開示請求に係る行政文書として特定した行政文書の名称は「退職手当計算書」となっている。

イ 異議申立人は「職名と退職金の額」に限定しており、特定の個人を識別することができる氏名、生年月日等については開示請求していないので、これらを開示しなければ「条例第7条第3号該当」の「個人に関する情報であって、・・・特定の個人が識別することができるもの・・・」にはあたらないと解釈するものである。

ウ よって、決定内容は不備であり、開示請求に係る開示しない部分は開示すべきである。なお、他自治体では開示請求に係る部分は開示されている。

(2) 理由説明書に対する反論

ア 異議申立人の開示請求は「平成25年度に退職した青森県職員の職名とそれにかかる退職金の額。」に限定しており、理由説明書のアで文書を特定し、理由説明書のイで原則開示する義務があると判断して、開示請求に対して不必要な個人情報を開示したから、異議申立人の求めるものが開示できない結果となっている。

イ 開示請求当初から特定した文書について、「職名」及び「退職金」だけの開示する事務を行っておれば、条例第7条第3号該当「特定の個人を識別できる情報」にあたらなかった。

ウ 異議申立人は「開示請求書」を提出にあたって無用な事務の混乱や時間の無駄を避けるため、情報公開室に出向いて協議の場を求めたが、そのような場は提供されなかった。

エ 他自治体では開示請求に係る部分は開示されていることは、すでに述べたとおりであり、理由説明書のウは「対象職員が1名しかいない職や」「およそその在職期間等を把握すれば、」と想定を述べているにすぎない。参考までに、他自治体が開示したその一部を「別紙1」として提出する。

オ 公務員の「退職金の額」は「他人に知られたくない情報」に当たらないと考える。

カ よって、開示をしない部分の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね次のとおりである。

ア 開示請求に係る行政文書として特定した行政文書については、「職名」と「退職手当額」の両方が記載された文書は「退職手当計算書」のみであることから、当該文書を開示請求に係る行政文書として特定した。

イ 異議申立人は、「開示請求内容を職名と退職金の額に限定しており、特定の個人を識別することができる氏名、生年月日等については開示請求していない」としているが、開示請求に係る行政文書については条例第7条各号に掲げる不開示情報を除き原則開示する義務がある。「退職手当計算書」には、「職名」「退職手当額」以外にも情報が含まれていることから、条例第7条各号に定める不開示情報にあたるか検討したところ、いずれの情報も、それぞれの情報を結びつけることにより特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第3号本文に該当し不開示情報であると判断した。

ただし、年度末退職者については、退職時の所属、職名、氏名及び退職事由は人事異動内示書に記載され、「慣行として公に」公表していることから、条例同号イにより開示義務があり、当該情報を開示すべきものとして一部開示としたものである。

年度末以外の退職者については、上記情報は公には公表しておらず、同条第3号により不開示となることから、すべての情報を不開示とした。

ウ なお、「退職手当額」については、当該個人の意思に基づくことなくしては他人に知られず、また、他人に知られたくない情報であり、これを一般に開示した場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。

仮に「職名」と「退職手当額」のみを開示した場合、まず年度末退職者については、退職手当計算書に係る対象職員が1名しかいない職や退職時の所属に対象職員が1名しかいない職については、既に公表されている異動情報と結びつけることにより特定の個人の退職手当額が明らかとなり、また、退職時の所属に対象職員が複数名の職にあっても、対象職員が極めて限定的でありおよその在職期間等を把握すれば、退職手当額を比較すること等により、特定の個人の退職手当額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害することとなることから、「職名」と「退職手当額」に限った場合であっても開示することはできない。

次に年度末以外の退職者については、異動情報は一般には公表していないが、退職者自体が9名と極めて限定的であり、「職名」が明らかになれば当該退職者が所属していた所属関係者や退職の事実を知るものには当該退職者の退職手当額を知られるおそれがあり、個人の権利利益を害することとなることから、「職名」と「退職手当額」に限った場合であっても、開示することはできない。

エ 以上のことから異議申立てに係る一部開示決定は、条例に照らして不備はなく妥当であると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 本件異議申立ての対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件異議申立ての対象となった行政文書は、平成25年度に退職した青森県職員の退職手当計算書である。

本件行政文書は、退職した職員ごとに1枚作成され、退職時の職名、氏名、生年月日、退職時の給料月額、勤続期間、支給率、退職手当基本額、退職手当調整額、退職手当額、所得税控除等が記載されている。

(2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とし、異議申立人が開示すべきであるとする情報（以下「本件情報」という。）及び実施機関が不開示とした理由は、次のとおりである。

ア 不開示とした部分

年度末退職者の退職手当額（以下「本件情報1」という。）

年度末以外の退職者の職名及び退職手当額（以下「本件情報2」という。）

イ 不開示とした理由

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。

2 不開示情報該当性（条例第7条第3号）について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第3号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号本文について

条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 本件情報1

同情報は、退職者の個人に関する情報であるが、同情報について既に氏名は開示されていることから、特定の個人を識別することができることとなる。よって、同情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

以上、本件情報1は、条例第7条第3号本文に該当する。

イ 本件情報2

同情報は、年度末以外の退職者に関する情報であるが、年度末以外の退職者についての人事異動情報は公表されていないから、同情報を開示しても、一般人により当該退職者が特定されるとは言えない。しかし、退職者数が限定的であることから、当該退職者が退職した事実を知る者には、当該退職者が推測され、当該退職者の退職手当額が特定されるおそれがある。異議申立人は、公務員の退職手当額は他人に知られたくない情報に該当しない旨主張するが、個々人の具体的な退職手当額は、当該個人のプライバシーに関する情報であり、これが公にされることは個人の権利利益を害する結果となる。よって、同情報は、「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

以上、本件情報2は、条例第7条第3号本文に該当する。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求内容を職名と退職金の額に限定しており、特定の個人を識別することができる氏名、生年月日等については開示請求していない」とし、同人が開示を求めている氏名等を開示しなければ、同人の求める情報は開示することができたのであって、実施機関の処分は不当である旨主張しているので、この点についても検討する。

- (1) 条例は、実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができるものとし(条例第5条)、その請求は行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面を提出して行うものとしている(条例第6条第1項第2号)。そして、実施機関は、開示請求があったときは、不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとしており(条例第7条)、その一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとする(条例第8条第1項)一方、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときは、その旨の決定をするものとされている(条例第11条第1

項)。

このように、条例は、開示請求について行政文書を単位として行うことを前提としており、請求対象とされた行政文書の全体について開示・不開示の判断を行うことを予定している。

- (2) つまり、本県の情報公開制度における開示請求の対象は「行政文書」であり、開示請求者が求める「情報」ではない。実施機関は、開示請求があれば、対象となる行政文書の全体について開示・不開示の判断をしなければならないのであって、その中に公にされ、又は公になることが予定されている情報があれば、当然これを開示しなければならないのである。
- (3) 以上、実施機関の処分は相当であり、異議申立人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当するので、第1のとおりに判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年12月19日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成27年 1 月21日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成27年 1 月26日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成27年 2 月20日 (第52回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 3 月27日 (第53回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 4 月13日 (第54回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 5 月22日 (第56回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 6 月19日 (第58回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 6 月26日 (第59回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

（平成27年 7 月 2 日現在）